

国保
後期高齢者
医療

加入中の

被用者

の方へ



新型コロナウイルス感染症に
感染又は感染が疑われる方が
療養のため仕事を休んだとき

傷病手当金

制度があります

新型コロナウイルスへの感染や感染疑いのため仕事を
休み、その間給与等が支払われない、又は減額された
とき、「傷病手当金」を受け取れることがあります。

手当金を受けるには

以下の条件をご確認のうえ、裏面もご覧ください ➤

1. 新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事ができないこと

帰国者・接触者外来が設置された医療機関や事業主の証明が必要です。
感染が疑われる場合、まずは「帰国者・接触者相談センター」へご連絡ください。

2. 4日以上休んでいること

3. 休んだ期間について給与等がもらえないこと

会社から給与等が支払われている場合でも、その金額が傷病手当金より少ないとときは、
その差額が支給されます。

支給額

直近の継続した3月間の
給与収入の合計額
÷
就労日数

× 3分の2 × 支給対象日数

傷病手当金を申請するには

①

国民健康保険又は後期高齢者医療

「傷病手当金支給申請書」を4種類ご用意ください

ア) 世帯主記入用(後期の場合は被保険者本人記入用)

(国保の場合) 手当金は銀行振り込みで支給され、受領されるのは世帯主の方となります。

(後期の場合) 手当金は銀行振り込みで支給され、受領されるのは被保険者本人となります。

※世帯主又は被保険者本人以外の方が受領する場合、委任が必要です。

イ) 国保又は後期に加入している被保険者記入用

帰国者・接触者相談センターを受診できなかった場合、「帰国者・接触者外来記入用」の申請書の代わりに、こちらに「事業主の方の証明」が必要です。

ウ) 事業主記入用

直近3か月間において、複数の事業所に勤務していた方が、それぞれの事業主での就労ごとに申請する場合、各事業主において申請書を作成ください。

エ) 医療機関記入用(帰国者・接触者外来記入用)

②

申請書等の提出先

(国保) 小樽市国保年金課 窓口⑯

(後期) 小樽市後期高齢・福祉医療課 窓口⑰

③

審査を行い、支給決定通知書をお送りします

審査の結果、支給が決定した場合は支給額・振り込み日が記載された通知書が届きますので、内容を御確認ください。

Q. 仕事を休んだその日から支給の対象となるの?

A. 「仕事を休んだ日（もともとの休みは除く）」から数えて、3日経過した後の次の「仕事を休んだ日」から支給対象となります。「もともと勤務の予定がなかった日」は、その2日目、3日目のうちに含めて数えます。

Q. 対象となる期間は?

A. 令和2年1月1日～9月30日の間です。

ただし、入院が継続するときは最長1年6月までです。

Q. 申請書はどこでもらえるの?

A. 下記の問合せ先まで、まずはお電話でお問い合わせください。
郵送などでお渡しすることができます。

問合せ先

(国保加入者) 小樽市医療保険部 国保年金課
保険係 内線289・290

(後期加入者) 小樽市医療保険部 後期高齢・福祉医療課
後期高齢者医療係 内線312